

各 位

茨城労働局雇用環境・均等室長

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について（依頼）

平素より雇用環境・均等行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和 5 年法律第 25 号。以下「法」という。）の周知につきましては、種々の御高配をいただいているところですが、令和 6 年 5 月 31 日に発注事業者の義務の具体的な内容等を定めた政省令や指針が公布又は告示され、法とともに令和 6 年 11 月 1 日に施行又は適用されることとなりました（法の概要は下記資料 1 のとおり）。

つきましては、法の円滑な施行に向けて必要な準備を進めていただくため、下記資料の活用等により、傘下会員等への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

また、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、本法の義務・禁止行為等に係る御理解を深めていただくことをはじめ、違反行為を未然に防止するため、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり開催いたしますので、併せて傘下会員への案内方、よろしく願いいたします。

おって、今後貴団体が主催する説明会や研修会、各種会合の場におけるリーフレットの配布のほか、行政による説明の機会の確保や機関紙等への掲載につき、引き続き御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、機関紙等に記事を掲載いただいた折には、大変恐縮ですが当局あて一部御恵送賜れば幸いです。

記

<資 料>

1. フリーランスの取引に関する新しい法律がスタート！（リーフレット）
2. 周知広報用原稿例

<説明会>

ブロック	会場	日時
東京会場	中央合同庁舎第5号館	令和6年7月24日(水) 14:00~16:00
愛知会場	中部経済産業局	令和6年7月25日(木) 13:00~15:00
北海道会場	札幌第1合同庁舎	令和6年7月26日(金) 14:00~16:00
福岡会場	福岡合同庁舎本館	令和6年7月31日(水) 14:00~16:00
大阪会場	大阪合同庁舎第4号館	令和6年8月7日(水) 14:00~16:00
香川会場	高松サポート合同庁舎南館	令和6年8月20日(火) 14:00~16:00
広島会場	広島合同庁舎4号館	令和6年8月23日(金) 14:00~16:00
宮城会場	仙台第2合同庁舎	令和6年8月27日(火) 14:00~16:00

※内容は全ての回とも共通です。

※座席数に限りがあるため、満席となる可能性があります。

後日、東京会場で開催した説明会のアーカイブ配信を実施する予定です。

※参加を希望される方は、インターネット上の申込フォームからお申し込みください(公正取引委員会のページに遷移します)。

【予約申込フォーム】<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

(茨城労働局ホームページの新着情報等からもアクセス出来ます)

メールアドレスを登録いただいている団体におかれましては、本件、メールにて施行しております。
登録がお済みでない団体におかれましては、この機会に以下問い合わせ先への空メール送信により、ご登録をお願いいたします。

【問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 相談・指導部門
〒310-8511 水戸市宮町1-8-31
茨城労働総合庁舎4階
電話：029-277-8201
E-mail：08roudou@mhlw.go.jp